

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和3年4月 21 日(水)午前9時 59 分～午前 10 時 34 分(9階 908 会議室)

○出席委員(8名)

委 員 長	二階堂武文
副委員長	佐々木 優
委 員	高木 直人
委 員	川又 康彦
委 員	石山 波恵
委 員	阿部 亨
委 員	小松 良行
委 員	山岸 清

○欠席委員(なし)

○市長等部局出席者(なし)

○議 題

「有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査」

- (1) 委員長報告のまとめについて
- (2) その他

午前 9 時59分 開 議

(二階堂武文委員長) ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付の印刷物のとおりです。

有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査についてを議題といたします。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

前回の委員会では、委員長報告をまとめるにあたり、提言項目についてご協議いただきました。その際いただいたご意見を踏まえ、正副委員長手元で委員長報告の骨子案を作成いたしました。

それでは、骨子案につきまして書記より説明させます。

(書記) それでは、骨子案につきまして説明いたします。

まず、構成になりますが、構成は調査の目的、調査の経過、調査の内容、内容につきましては本市

の現状、参考人招致により得られた内容、桑折町の事例、そして提言、最後に結びという構成になります。

今からご説明をいたしますが、骨子の説明文の後に案文がございます。こちらの案文が、次回ご確認いただく素案の基となります。

では、説明させていただきます。まず、書き出しになります。書き出しは定型になります。

案文を読み上げます。経済民生常任委員会において行いました有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

続いて、調査の目的についてご説明いたします。目的につきましては、今回の調査を始めるにあたりまして所管事務調査申出書というものを作りましたので、そちらを基に作成しております。

案文を読み上げます。本市では、有害鳥獣による農作物への被害を減少させ、農家の経営の安定を図るため、有害鳥獣被害対策事業を推進しておりますが、依然として大きな被害が生じております。

当委員会では、特に被害が大きいニホンザルとイノシシによる農作物被害へのさらなる対策が必要であることから、有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査を調査項目と決定し、令和2年10月より計14回の委員会を開催いたしました。

次に、調査の経過についてご説明いたします。委員会の回数は14回となっておりますが、現在の見込みとなっております。

現地調査としましては、有害鳥獣の捕獲わな及び侵入防止柵の確認をいたしました。

当局説明につきましては、農政部のほうから説明を受けました。

参考人招致につきましては、福島県猟友会福島支部の支部長であります磯邊秀雄氏と福島大学食農学類准教授の望月翔太氏を参考人として招きまして調査をいたしました。

引き続いて、2ページになります。他自治体の事例といたしましては、桑折町の事例を調査いたしました。現地に於て調査する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、文書照会の調査に切り替えて調査を行いました。

では、案文を読み上げます。この間、市当局から詳細な説明を聴取するとともに、有害鳥獣の捕獲わな及び侵入防止柵を現地に於て調査いたしました。

また、参考人として、福島市鳥獣被害対策実施隊の副隊長で福島県猟友会福島支部長の磯邊秀雄氏並びに福島大学食農学類准教授で福島市鳥獣被害対策協議会アドバイザーの望月翔太氏より、本市の有害鳥獣対策の現状と課題などについて意見を聴取いたしました。

さらに、ICTを活用した有害鳥獣対策に取り組んでいる桑折町の調査にあたっては、コロナ禍の状況から、桑折町に協力をいただき、視察地に赴き調査する方法から調査票を送付し、照会、回答を得る方法に切り替えることにより実施いたしました。

以下、調査の結果についてご報告申し上げます。

次に、調査の内容についてご説明いたします。まず、1つ目として本市の現状ですけれども、こち

らは主に当局説明を基に分析した内容となっております。具体的に申しますと、生息状況、被害状況、3ページに移りまして、被害拡大の要因、背景について記載しております。

案文を読み上げます。初めに、本市のイノシシ及びニホンザルによる被害拡大の背景と現在の生息状況について申し上げます。

背景にあるのは、温暖化による積雪量あるいは積雪期間の減少、中山間地における人口の減少や高齢化による耕作放棄地や山林原野の利用放棄の増加、河川敷等のやぶ化があります。

さらに、追い打ちをかけたのが東京電力福島第一原子力発電所事故による深刻な影響です。野生鳥獣から高い放射性物質が検出されたことにより、国から出荷制限指示が出されました。このことにより、野生鳥獣を捕獲しても食用として流通させることができなくなり、狩猟者の狩猟意欲の低下や狩猟者、捕獲従事者の減少を招くこととなりました。

また、農業生産活動等の停滞から里山地帯の荒廃が進んだ結果、野生鳥獣の個体数が増加することとなり、被害の拡大へとつながりました。

現在の生息状況については、イノシシは繁殖力が非常に強く、個体数の変動が大きいことから市内の生息数を把握できておりませんが、県内の推定生息数は平成30年度時点で約5万4,000頭から6万2,000頭と言われており、県内全域にわたり生息しております。

また、ニホンザルは平成18年時点では27群、約1,700頭でしたが、横ばいから微減で推移し、令和元年時点では35群、約1,500頭となっており、主に市北部から西南部にかけて広範囲に生息しております。

4ページに移ります。次に、本市のイノシシ及びニホンザルによる被害の状況について申し上げます。

イノシシによる被害は、平成24年度以降、急激に増加いたしました。令和元年度の被害金額は約1,530万円と、平成28年のピーク時より減少しているものの、依然として大きな被害が生じており、本市の有害鳥獣の中で最も大きなものとなっております。主な被害作物は水稻や芋類で全体の約半数を占めており、そのほかにも掘り起こしによる畑や水田畦畔の破壊、体についたダニや汚れなどを落とすために泥に体をこすりつけるぬた打ちによる被害も発生しております。

ニホンザルによる被害金額は平成18年をピークに減少しておりますが、平成29年以降は横ばいから微増で推移しており、令和元年度の被害金額は約527万円となっております。主な被害作物はモモ、ナシ、リンゴ等の果樹であり、被害金額の約95%を占めております。

次に、本市の対策状況についてご説明いたします。まず、イノシシの対策としましては主に捕獲、ニホンザルの対策としましてはモニタリング調査、近隣自治体との連携、イノシシ同様捕獲となります。イノシシ、猿共通の対策としましては、侵入防止柵の支援ですとか、住民への助言、指導となります。

案文を読み上げます。次に、本市が行っている主な対策について申し上げます。

イノシシ、ニホンザル共通の対策としましては、農地への侵入を防ぐ侵入防止柵が農作物被害を減

小させる有効な手段であることから、新設及び補修する場合の助成制度を設け、設置を促すとともに、十分な効果が得られるよう設置、管理状況の指導も行っております。

令和２年度からは、有害鳥獣対策の知識と経験が豊富で狩猟免許を持つ有害鳥獣対策専門職員を農政部に配置し、被害住民への助言、指導を行うとともに、協議会の猿専門員、イノシシ専門員への指導も行ふことにより、被害の軽減に努めております。

イノシシに対しましては、捕獲を主な対策として行っております。捕獲は、福島市有害鳥獣被害対策協議会のイノシシ専門員２名と福島県猟友会福島支部及び福島北支部会員の中から任命を受けた福島市鳥獣被害対策実施隊が行っております。県が猟友会へ委託している指定管理捕獲を含めると、令和元年度は１,７８９頭の捕獲を行っております。

ニホンザルに対しましては、捕獲、モニタリング調査などを主な対策として行っております。捕獲は、市、ＪＡふくしま未来、猟友会、農業委員などで組織された福島市有害鳥獣被害対策協議会の猿専門員２名が主に行っており、令和元年度は２２９頭を捕獲しております。

６ページに移ります。モニタリング調査は、福島市有害鳥獣被害対策協議会の専門員１名が動物に小型の発信機を取り付け、位置情報を取得するラジオテレメトリーにより、群れの行動圏や行動パターン、群れごとの生息数や構成、加害度判定を調査しており、この調査情報を基に花火による追い払いを行うほか、捕獲、管理に活用しております。

また、飯坂地区と桑折町を行き来するニホンザルの情報を共有するなど、近隣自治体とも連携して対策を行っております。

次に、参考人招致により提言に関して得られた内容につきましては、１つ目としまして有害鳥獣被害対策の３本柱、２つ目としまして集落環境診断、３つ目としましてニホンザルのモニタリング強化について記載しております。

案文を読み上げます。次に、今回の提言に関して参考人招致により得られた内容について申し上げます。

有害鳥獣被害対策には、餌となるものを与えないための防除、動物を寄せつけないための環境整備、動物を増やさないための捕獲という３つの対策が重要であります。

それらの対策を講じる上で重要となるのは、集落のどこで、どのような被害が発生しているのかなどを調査し、地域全体で課題や情報を共有し、住民自身が解決策を見いだすための集落環境診断という取組であり、県ではモデル地区を選定し、実施しております。

また、ニホンザルによる被害の対策については、発信機がつけられていない群れが多いことから、モニタリングを強化し、群れごとの出没地域や加害レベルなどの詳細な状況を把握することが必要であることを認識いたしました。

次に、７ページに移ります。桑折町のＩＣＴ活用事例についてです。活用事例といたしましては、ＩＣＴを活用しており、わなの遠隔監視、操作システムを導入した事例と、得られた内容について記

載しております。

案文を読み上げます。次に、ICTの有害鳥獣対策への活用事例について申し上げます。

事例調査の対象とした桑折町では、ICTを活用しており、わなの遠隔監視、操作システムを導入しております。

このシステムを用いて大幅な捕獲頭数の増加を見込むためには、設置場所や設置環境等に左右されることから、捕獲に適した状況を見極めることが必要であります。

有害鳥獣対策にICTを導入した場合においては、直ちに捕獲頭数の増加や捕獲効率の向上等の効果を得るには、現時点では費用対効果の面を含めて課題があります。

ICTは何を目的に導入するかが重要であり、本市でICTを導入する場合には、現時点では捕獲頭数の増加を目的とすることよりも、捕獲に関する労力の軽減を目的として導入することが適切と認識いたしました。

続いて、8ページに移ります。今までの調査結果を踏まえての提言となります。

案文を読み上げます。以上の調査結果を踏まえ、有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、以下3点について提言をいたします。

1点目は、有害鳥獣被害対策の体制づくりであります。

有害鳥獣被害対策は、行政のみではなく、住民が地域の課題に対して主体的に取り組む必要があります。住民が主体的に対策に取り組む土台をつくるために、集落環境診断に積極的に取り組み、地域全体で課題や情報を共有し、解決策を見いだすことができる体制を構築すべきであります。

地域全体で課題解決に向けた対策や目標を立て、実行に移していくこと、また具体的な対策を助言、指導することができる人材の確保が鍵となります。よって、指導員体制の強化を図るとともに、有害鳥獣対策に関する地域のリーダーを担う人材を得るため、研修会を開催するなど人材育成にも取り組むべきであります。

2点目は、有害鳥獣を農地へ寄せつけないための環境整備であります。

餌場となっている放任果樹や収穫残渣については、農作物に与える被害はないものの、有害鳥獣を呼び寄せることの要因となることから、地域全体で解消することが有効であります。

耕作放棄地については、有害鳥獣にとって隠れ場所や通り道となり、農地へと近づく要因となることから、地域と連携してその解消に向けた対策に取り組むべきです。

また、河川周辺の整備されていない樹木ややぶについては、河川を管理する国、県とさらに連携を強化し、刈り払いを行うなど、有害鳥獣を寄せつけないための環境整備を求める必要があります。

3点目は、有害鳥獣対策にICTを活用することについてであります。

ICTを導入するにあたっては、その目的が重要であります。本市では、現在年間1,700頭を超えるイノシシを捕獲していることから、捕獲頭数を増やすことを直接的な目的とすることよりも、捕獲を効率的に行うことができるようにするためのデータの収集、分析等に特に活用すべきであります。

また、現時点では費用対効果の面で導入が難しい分野に関しても、今後のＩＣＴの発達により新たな対策の可能性が広がると考えられることから、今後の研究開発の進展に注視すべきところであります。

ニホンザルによる被害対策への活用については、本市に生息するニホンザルは群れの数が非常に多いことから、捕獲、管理体制を強化するため、全ての群れに発信機をつけることにより、出没地域や加害レベルなどの詳細な状況を把握し、群れごとの対策が講じることができるようになるべきであります。

最後に、９ページ、結びになります。

案文を読み上げます。以上３点の提言をいたしました。最後に調査にあたりご協力いただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

有害鳥獣対策は、行政だけで行えるものではなく、行政と地域住民が連携し、一体となって取り組むことで成果が現れるものであります。

官民一体での取組により、有害鳥獣による農作物被害が大きく減少し、本市の農業経営の一層の安定、そして基幹産業である農業のさらなる振興を祈念いたしまして、有害鳥獣による農作物被害調査の報告といたします。

以上になります。

(二階堂武文委員長) それでは、皆様からご意見をいただきたいと思います。活発な議論が行えるよう自由協議とさせていただきます。

それでは、ただいまから自由協議といたします。

【この間自由協議】

(二階堂武文委員長) 自由協議を終結いたします。

ただいまご協議いただきましたが、順番の整理ということで２点ほどご意見を頂戴いたしましたので、１ページ目の案文のニホンザルとイノシシの順番を変えさせていただく部分と、８ページのＩＣＴの活用の部分の今後の研究の進展に注視すべきところでありますの３行をニホンザルの最後、まとめの位置に持ってくるというところで整理をさせていただければと、以上のように修正いたします。

次回の委員会では、今回いただいた意見を踏まえ、正副委員長で素案を作成し、内容を確認いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(川又康彦委員) 細かくて申し訳ないのですけれども、文言で付け足していただけるとありがたいなと思ったのが、６ページの猿のモニタリング調査関係について、この調査情報を基に花火による追い払いを行うほか、捕獲、管理に活用しておりますという文章になっているのですけれども、この中に、猿が出現した際にメール送信とかもしている現状があるので、その辺を少し触れていただけるとありがたいということが１点と、あともう一つは４ページ目で、これはちょっと分からないのですが、被害金額の表現の書き方なのでも、15,300,000円という形で、被害の頭数の部分もこの表記

方法なのですけれども、通常被害金額とかのときに、これだと1,530万円と……

（二階堂武文委員長）万と書いたほうがよろしいですか。

（川又康彦委員）ちょっとその辺、これまでの提言で表記されていた方法にある程度統一的なほうがいいのかなと思って、それを参考にしてこういう表記になっているのではないかなと思ったのですけれども、一応それについて再度確認いただけるとありがたいかなと思いました。その2点です。

（二階堂武文委員長）ということで、そうしますと今川又委員のほうからご指摘あった被害金額の表記というのを改めて表記の確認させていただきます。というのと、6ページ目のところで花火による追い払いの前に猿メールの配信、花火による追い払いという形ですね。

では、最初に順番の整理ということで猿、イノシシの問題とICTの段落の入替えの問題と、あと今ご指摘の表記の問題と猿メール配信の追加という部分で修正をさせていただいて、次回素案を作成して、皆さんに確認していただきたいと思います。そのような形でよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

（二階堂武文委員長）ありがとうございます。

最後に、その他に移ります。

委員の皆様から何かございましたでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

（二階堂武文委員長）なければ、以上で経済民生常任委員会を終了します。

午前10時34分 散 会

経済民生常任委員長 二階堂 武文